

令和5年第1回定例市議会追加提出議案

(3 月 1 日 提 出)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
18 (議 案)	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	1

議案第 18 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 23 号）及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 24 号）の公布に伴い、出産育児一時金の支給額の増額、国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の所得判定基準の見直しその他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第19条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第24条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る藤井寺市国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例第19条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

